

## (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、(1)丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、(2)借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、(3)多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、(4)ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

### ア 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されている（平成27年3月末現在）。

また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。財務局等、都道府県、市区町村の26年度上半期の相談件数の合計は約3万件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付けており、その中から多重債務相談者で、本人が希望すれば、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（27年度上半期実績612回）。

さらに、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から25年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2015」を27年9月から12月に実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会を開催するなどの取組を行った。また、23年度より、都道府県別に、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレットを作成、27年度は自治体・財務局・関係機関に約82万部配布しており、多重債務相談窓口の認知度向上に努

めている。

### イ セーフティネット貸付けの充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する低利の貸付（セーフティネット貸付け）を活用することも考えられる。セーフティネット貸付けについては、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、平成21年10月には、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引下げ等の制度の見直しが行われ、利用促進に向けた取組が進められている。

### (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、キャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。特に、平成21年度からは民間事業者へ委託し、ハローワークの求

職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知のほか、自殺等に係る悩み、不安等の相談に対し、カウンセラーによるメール相談を実施している。さらに、地域自殺対策強化交付金を活用した事業等として、地方公共団体がハローワークの求職者を対象に、弁護士、司法書士、精神保健福祉士等の専門家による巡回相談を実施する場合に、ハローワークにおいて、求職者への周知、相談場所の提供等の協力を行っている。

さらに、ニート等の若者の職業的自立を実現するためには、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによるサポートを継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若者無業者等集中訓練プログラム」を実施している。さらに、平成27年度よりサポステの支援を経て就職した者に対して、職場定着支援やキャリアアップに向けての相談支援を行う「定着・ステップアップ事業」を全国展開し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化している。

#### (4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題についてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に「中小企業再生支援全国本部」を設置してい

る。これらの機関は専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置することにより、過剰な債務を抱えるなど、経営に行き詰まっている中小企業の事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定支援まで、幅広く事業再生の支援を行っている。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約500の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル（0570-064-350）」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等において、経営者保証に関する相談を受け付けるとともに、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣を継続して実施した。

加えて、日本政策金融公庫においては経営者の個人保証によらない融資を促進するための制度を実施している。

#### (5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））を始め、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法

的援助を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行い（平成27年度（28年4月25日現在速報値）の法律相談援助件数は約28万7,000件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（27年度（28年4月25日現在速報値）の震災法律相談援助件数は約5万5,000件）、東日本大震災に起因する紛争について、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う東日本大震災法律援助事業、犯罪の被害に遭った方やその御家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題を始め様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している御遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を

含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万4,400関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行っているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。

また、内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして宮城県内の法テラスの各出張所（南三陸、山元及び東松島）で「女性の悩みごと相談」を実施している（平成27年度（28年4月7日現在速報値）の相談件数は約140件）。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることができるよう、民生委員や調停委員等向けにパンフレット・リーフレット等を配布して法的

トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知しているところであり、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々に御案内することにより、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

#### (6) 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成27年9月末現在で621の駅で設置）。国土交通省では、ホームドア等の整備や新たなタイプのホームドアの技術開発といったハード対策に対する支援を強化するとともに、旅客、駅員による視覚障害者等への積極的な声かけ等のソフト対策と合わせて、総合的な転落等の防止対策を進めている。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

#### (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報としては、硫化水素など有毒ガスの製造方法を紹介するWebサイトが特に大きな問題となっていた。こうした自殺関連情報への対策とし

て、平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、サイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託し、同センターにおいて「自殺の場所や方法等を記載し、集団自殺を呼びかける情報」を受理したときは、サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報した。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。また、総務省では、平成21年度から、電気通信事業者等からインターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う違法・有害情報相談センターを設置している。

さらに、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として有用であるフィルタリングについては、青少年や保護者・教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、フィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的に実効的な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施している。

経済産業省では、自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、イ

インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機などの新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況などの継続的な調査や、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施してきたところ、今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの利用促進を行う。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外の各種調査等を推進している。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に対して支援を行っている。

### (8) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否について

の判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。27年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は155件で、自殺予告をした者は延べ160人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった43人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

#### 発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	4人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	3人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	43人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	93人
書込者が判明せず	17人
合計	160人

また、上記の「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドライン及びモデル条項の適切な運用の支援を行っている。

さらに、総務省では、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応

するため、フィルタリングの普及も重要である。

経済産業省では、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動や、ユーザー発信コンテンツ等における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

なお、内閣府自殺対策推進室では、検索サイト関係者等と意見交換を実施してきた。

### (9) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

### (10) いじめを苦しめた子供の自殺の予防

#### ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子供一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

平成25年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行された。(http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm)

この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、例えば児童生徒が自殺を企図した場合など、

いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、その事態（「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けている。文部科学省では、10月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国のいじめ防止基本方針」）（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm)）を策定した。

文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づく対応について、周知徹底を図っている。

#### イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えた子供たちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子供が相談できる体制や、子供が悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会で「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310（なやみ言おう）」）を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更。また、一人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいよう、平成28年4月1日より通話料を無料にして運用している。26年度の相談件数は約1万6,000件。）。

これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めることとしている。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子供たちの発信する信号をいち早く受け止め、悩み事等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）（パソコン用Webサイト <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>、携帯電話用Webサイト <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>）及び子供の人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）の運用により、子供たちがアクセスしやすい体制の下で子供たちからの相談に応じ、いじめを始めとする子供をめぐる人権問題の解決に努めている（平成27年の「子どもの人権110番」による相談件数は2万5,000件）。

### (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第146号）の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成26年度には児童虐待防止法制定直前の約7.6倍に当たる8万8,931件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、2015（平成27）年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策と併せた「すべての子どもの安

心と希望の実現プロジェクト」が決定された。本プロジェクトは、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で構成されており、今後はプロジェクトに記載されている施策を着実に実施していく必要がある。

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、児童虐待の防止等に向け、

- ①児童虐待の発生予防
- ②発生時の迅速・的確な対応
- ③被虐待児童への自立支援

について、更に強化することが必要である。具体的には、

- ①児童虐待の発生予防に関しては、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。
- ②発生時の迅速・的確な対応に関しては、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。
- ③被虐待児童への自立支援に関しては、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

などの対策を進めていくこととした。

また、児童相談所全国共通ダイヤルについて、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27年7月1日から、これまでの10桁番号

(0570-064-000) から3桁番号(189)に変更し、運用を開始した。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、平成28年2月に、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設等について相談があった場合は医療関係団体等と連携しつつ対応するよう会議を通じて依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めるとともに、部外の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。

また、「性犯罪110番」等の相談専用電話による相談体制の整備、女性警察官の性犯罪捜査員への指定、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施した。また、性

犯罪・性暴力被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

## (12) 生活困窮者への支援の充実

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行された。

生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置地方自治体（901自治体）において、様々な課題を抱える生活困窮者に対し相談支援、就労支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることとしている。

施行初年度である平成27年度は、自治体への事業実施のポイントや好事例の情報提供、各種ガイドライン等の策定等制度の円滑な施行に向けた取組を行ってきたところであり、引き続き制度の着実な推進を図っていく。

## (13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）を報道各社に対し周知することとしている。

内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺予防総合対策センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう支援を行っている。平成27年度は若年者の自殺対策の在り方に関する報告書、キャリア支援とメンタルヘルスをテーマに開催し、合計で50名が参加した。



### メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で遭われた人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」(2008年改訂版日本語版)  
訳 河西 千秋(横浜市立大学医学部精神医学教室)

## 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

### (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っているところである。

また、平成17年度からの自殺対策のための戦略研究の中で、「自殺企図の再発防止に対する複合的・ケースマネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究」を行い、26年にその成果として、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対するケースマネジメントが、再度の自殺企図を防ぐために有効であることが報告された。27年度より新規で「自殺未遂者再企図防止事業」を開始し、研究成果を還元するとともに、研究では対象となっていなかった10代の自殺未遂者等についても知見を蓄積し、さらなる自殺未遂者対策への反映を目指していく予定である。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府

県に求めているところである。なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度から関係学会と協同しガイドラインを基に、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

平成24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。また、自殺対策のための戦略研究の成果を踏まえ、平成28年度の診療報酬改定では、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことへの評価を新設した。

### (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになった

ことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及

により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。